

## 随意契約結果書

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                 | R 5 単価契約京浜河川事務所不動産鑑定評価業務（その2）  |
| 契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地 | 契約担当官：分任支出負担行為担当官関東地方整備局<br>京浜河川事務所長 嶋崎 明寛<br>部 局 名：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所<br>所 在 地：横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1  |
| 契約締結日                      | 令和5年8月2日   |
| 契約の相手方の氏名及び住所              | 神奈川鑑定 代表者 石井 孝憲<br>神奈川県横浜市戸塚区上矢部町284-8ユードリーム横濱戸塚411号   |
| 契約金額<br>(消費税及び地方消費税含む)     | 177,100円（基準単価）   |
| 予定価格<br>(消費税及び地方消費税含む)     | 非公表  |
| 随意契約によることとした理由             | <p>本業務は、京浜河川事務所が実施する事業に必要な評価対象地域内の使用料等を算定するための鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実績、資格、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。</p> <p>神奈川鑑定は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を行うものである。</p> <p>適用法令 会計法29条の3第4項<br/>予決令第102条の4第3号</p> |
| 備 考                        | 単価契約<br>¥600,000. -（契約単価×予定調達数量）   |